

令和6年10月
国土交通省

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令案
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年7月9日（火）から令和6年8月7日（水）までの期間において、建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室

(03-5253-8111 (内線28625))

○建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※4の個人・団体から合計5件のご意見をいただきました。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、参考にさせていただき、今後の施策の推進に当たってまいります。

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<p>建築工事届の建築工事費予定額は万円単位、除却届の建築物の評価額は千円単位、災害報告書や災害統計調査票の建築物の損害見積額は万円単位となっています。</p> <p>同じ滅失統計調査の除却届と災害報告書で単位が異なるのは記入間違いになるので単位統一をお願いします。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、除却届における建築物の評価額は万円単位とすることとしました。</p>
<p>https://www.mlit.go.jp/common/001748631.pdf</p> <p>上記に掲載されているPDFファイルにおいて、工事届第二面【6. 一の建築物ごとの内容】に<口. 物件名>の欄がありますが、</p> <p>こちらには、何を記載するのでしょうか。</p> <p>(確認済証に記載される建物名を記入すればよいのでしょうか。)</p>	<p>建築工事届第二面【6. 口. 物件名】の欄の物件名については、工事届の内容について確認の連絡をさせていただく際、どの物件についての問い合わせなのかを明確にするため、今回新たに追加することとしました。</p> <p>このため、物件名の欄には、暫定的な名称でも構いませんので、届出時点の物件名の記入をお願いいたします。</p> <p>(確認済証に記載される建物名の記入で構いません。)</p>